

# (仮称) 調布市国史跡下布田遺跡ガイダンス施設展示空間等作製業務委託

## 事業者候補選定プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 件名

(仮称) 調布市国史跡下布田遺跡ガイダンス施設展示空間等作製業務委託

#### (2) 業務の目的

国史跡下布田遺跡（以下「本遺跡」という。）は、縄文から弥生へと移行する社会構造を究明するうえで欠かすことのできない重要な遺跡として、昭和62年に国史跡に指定されている。調布市は、本遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承していくため、平成31年3月に「東京都調布市史跡下布田遺跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という）」、令和3年3月に「東京都調布市史跡下布田遺跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という）」を策定した。また、これらの計画を踏まえ、ガイダンス施設を含む史跡整備に関する基本設計及び実施設計を作成した。

国史跡下布田遺跡整備事業は、この設計に基づき、保存活用計画及び整備基本計画で定められた3つの整備ゾーニング（遺跡体験ゾーン・自然ふれあいゾーン・ガイダンスゾーン）を設定の上進められており、そのうちのガイダンスゾーンについて、令和8年1月からガイダンス施設建設工事に着手する。

このガイダンス施設には、本遺跡の解説展示を行い、現地見学に必要な情報を提供するほか、土器づくり等縄文時代の生活に触れる学習活動、自然環境を利用した各種工作活動、講座・講演会を実施可能とする体験学習室等を備えることとしている。

本業務は、ガイダンス施設建物・設備・電気工事との綿密な調整を前提に、「国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会」（以下、「委員会」という）の開催（年3回予定）を踏まえたスケジュールを立案し、進行管理を行いながら、調布市郷土博物館が定めた展示コンセプト（別紙1参照）に基づいた展示空間づくり（パネル等デザイン・映像製作・展示装置等）を進めていくことを目的とする。

#### (3) 業務内容

下布田遺跡ガイダンス施設展示空間等の作製に向けて、次の業務を行うものとする。

なお、以下に記載する事項は、現時点で想定している年度毎の業務概要であり、プロポーザル提案においては、年度間の業務調整を可能とし、契約段階で選定された事業者候補と仕様の調整を行う。

##### ア 令和8年度業務概要

##### (ア) 展示空間等の企画

- ・市が提示する展示コンセプト（別紙1参照）及び平面図等（別紙2参照）を踏まえ、知識や業務経験に基づき、展示空間等を企画・提案すること。
- ・入館から始まる来館者の動線、身体感覚、没入感への配慮、エントランス周りやエレベーター裏の空間活用、映像機材の活用、展示ケースや照明等の仕様、天井及び床の意匠、開館後の展示替えや修繕対応等への配慮について創意工夫を講じること。
- ・市が提示する平面図等（別紙2参照）から、変更後の平面図等資料一式を提出すること。

##### (イ) 展示物等作製準備

- ・市が支給する展示物企画原案（原稿及び素材など）に基づき、展示物の素材は、提案・協議によりイラスト作成やCG作成を行うこと。

(ウ) 映像製作準備

- ・展示室内壁面投影用大型映像（プロジェクター）制作：目安3分，2本以上
- ・入口導入用映像（高精細モニター）制作：目安3分，1本以上
- ・学習・啓発用映像（モニター視聴用）制作：目安10分，2本以上
- ・その他，必要な映像コンテンツを提案すること。
- ・市が支給する映像企画原案に基づき，展示映像の素材は，新規撮影やCG・イラスト等による制作や，映像・画像の購入，及び市保有あるいは市手配による支給の協議を行い，映像素材の入手・準備を行う。

イ 令和9年度業務概要

(ア) 展示物等作製設置

- ・展示造作物・演示具等作製
- ・展示サイン・解説パネル作製
- ・キャプション等作製
- ・複製模型（レプリカ）作製（5点以上）
- ・破片資料の石膏復元（20点以上）  
※展示サイン・解説パネル・キャプション・複製模型（レプリカ）・破片資料の石膏復元の品数については，調布市郷土博物館が定めた展示コンセプトに基づいた展示空間に沿った品数とする。
- ・映像システム構築・映像機器設置
- ・その他展示造作物等の作製
- ・展示物等設置

(イ) 映像製作

- ・前年度に企画したコンテンツ映像を製作すること。

(ウ) 展示内装

展示空間等の企画等に基づいた展示内装を行うこと。

ウ 各年度共通事項

(ア) スケジュール作成

- ・市が提示する国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会開催スケジュールや，下布田遺跡ガイダンス施設建設スケジュールとの協議調整を行い，建築工程の実施詳細等との調整により工程工期の変更が必要な場合は，修正工程を作成して関係者と共有する。

(イ) 下布田遺跡保存活用整備検討委員会運営支援

- ・年3回程度実施する検討委員会に分かりやすい資料を提出すること。

(ウ) 市と綿密な協議を行いながら各業務を進めること。

- (エ) 本件成果品の著作権を委託者に無償で譲渡するものとし，成果品に関する著作者人格権を行使しないことに同意すること。市が納品されたデータを編集し，展示等に関連する印刷物を作成できるものとする。

(4) 業務（履行）期間（予定）

ア 令和8年度

契約締結の日から令和9年3月31日まで

イ 令和9年度

令和9年4月1日から令和9年12月31日まで

2 予算及び成果品

(1) 予算（見積限度額）

140,744,000円（税込）（2箇年総額）

内訳（見積参考額）

ア 令和8年度

123,429,000円（税込）

イ 令和9年度

17,315,000円（税込）

ウ 2か年総額（ア+イ）

140,744,000円（税込）

令和8年度及び令和9年度のいずれも、調布市議会における予算の議決を要件とする。

(2) 成果品

ア 令和8年度

(ア) 展示空間等の企画・展示物等作製準備・映像製作準備に関する結果報告

イ 令和9年度

(ア) 展示物等作製設置

(イ) 映像制作

(ウ) 展示内装

※ただし、年度間の業務調整による成果品の納品を可能とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル形式

4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号。）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。  
（営業種目：120 催事関係業務）
- (9) 平成28年度から令和7年度において、博物館または史跡ガイダンス施設の展示空間等作製に関する業務委託の受託実績があること（完了したものに限り）。

5 候補者決定方法

以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。

- (1) 本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領という」。）6(2)に基づき提出された参加申込書等により審査を行う。（参加資格審査）
- (2) (1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領8により提出された企画提案書等により審査を行う。（企画提案書等の書類審査）
- (3) (2)による審査を通過した事業者に対して、要領10によるプレゼンテーション審査を行う。（プレゼンテーション審査）

## 6 募集内容

### (1) 募集方法

要領12実施日程（以下「日程」という。）(1)から調布市ホームページに掲載する。

### (2) 申込方法及び期間等

本プロポーザルに応募する事業者は要領12日程(4)までに、次の書類を持参又は郵送（必着）にて教育部郷土博物館（調布市小島町3-26-2）へ提出すること。

ア 参加申込書（様式第1） 正本1部

イ 参加資格要件確認書（様式第2） 正本1部

ウ 会社概要調書（様式第3） 正本1部

※事業者名、代表者名、資本金、事業内容、業務担当支店又は営業所等の名称及び所在地が記載されていること。

エ 業務受託実績書（様式第4） 正本1部、副本9部

オ 暴力団排除に基づく誓約書（様式第5） 正本1部

### (3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルに関して質疑がある場合、要領12日程(2)までに、電子メールにて教育部郷土博物館へ送信すること。

回答は、要領12日程(3)までに、随時調布市ホームページに掲載する。

## 7 参加資格審査

### (1) 審査対象

応募した全事業者とする。

### (2) 審査方法

提出された応募書類により、教育部郷土博物館が審査を行う。

### (3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により、要領12日程(5)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、その理由について、要領12日程(6)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は要領12日程(7)までに書面又は電子メールにより行う。

## 8 企画提案書等の作成方法等

### (1) 提出書類及び期限等

要領7参加資格審査により参加資格を満たすとされた事業者は、要領12日程(10)から日程(11)までに、次の書類を持参又は郵送（必着）により、教育部郷土博物館へ提出すること。

ア 企画提案書（様式第6） 正本1部 副本9部

イ 企画書（任意様式） 正本1部 副本9部

※下記「(2)企画提案書資料作成上の留意点」を参照のうえ作成すること

ウ 業務スケジュール（任意様式） 正本1部 副本9部

エ 経費見積書（様式第7） 正本1部 副本9部

- ・予算（見積参考額）を超えないこと
- ・内訳書も添付すること

オ 配置予定者調書（様式第8-1） 正本1部 副本9部

カ 配置予定者詳細（様式第8-2） 正本1部 副本9部

(2) 企画提案書資料作成上の留意点

ア 要点を押さえて分かりやすく簡潔に記載すること。

イ 業務の目的を捉え、業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること

(3) 質疑及び回答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、要領12日程(7)～日程(8)までに電子メールにて教育部郷土博物館へ送信すること。

回答は、要領12日程(9)までに、電子メールにて、寄せられた全事業者からの質疑について、全事業者に対して行う。

(4) 注意点

ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする。

イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととする。

9 企画提案書等の書類審査

(1) 審査方法

（仮称）調布市国史跡下布田遺跡ガイダンス施設展示空間等製作業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて審査を行う。

詳細は要領11のとおり。

(2) 審査結果の通知等

書類審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、要領12日程(13)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、書類審査を通過しなかった事業者は、その理由について、要領12日程(14)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。

また、回答は要領12日程(15)までに書面又は電子メールにより行う。

10 プレゼンテーション審査

(1) 審査対象

書類審査を通過した事業者を対象とする。

(2) プレゼンテーション資料について

資料は、事業者が特定されることのないよう、名称等がわからないようにすること。

なお、副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

(3) 審査方法

審査委員会にて審査を行う。詳細は要領11のとおり。

(4) 審査結果の通知等

プレゼンテーション審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対しプロポーザル審査結果通知書により、要領12日程(17)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーション審査を通過しなかった事業者は、その理由について、要領12日程(17)～日程(18)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。

また、回答は要領12日程(19)までに書面又は電子メールにより行う。

## 11 審査概要

### (1) 審査委員会の設置

審査委員会を設置し、募集要項の決定、企画提案書等の審査及び委託事業者候補の選定を行う。

### (2) 委員構成（予定）

審査委員会は、以下の6人で構成する。

- ア 教育部郷土博物館長
- イ 教育部教育総務課施設担当課長
- ウ 総務部営繕課長
- エ 行政経営部広報課長
- オ （一財）調布市武者小路実篤記念館職員
- カ 調布市郷土博物館顧問

### (3) 審査方法（加点方式）

審査委員会は、別に定める評価表に基づき、参加事業者から提出された企画提案書等の審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）対象事業者による企画提案内容を総合的に審査する。

なお、企画提案書等の審査（一次審査）を行い、得点の高い順に上位3事業者までを一次審査を通過した者とする。

#### ア 主な評価項目等（予定）

##### (ア) 企画提案書等の審査（一次審査）

- a 業務受託実績
- b 業務コンセプト

##### (イ) プレゼンテーション審査（二次審査）

- a 業務実施体制（人員・配置体制、業務受託実績等）
- b 業務の理解
- c 提案内容
- d 実施スケジュール
- e 独自性
- f 費用
- g 説明能力等

※プレゼンテーション審査（二次審査）に関する提出資料、及び場所・時間等の詳細については、一次審査の結果、プレゼンテーション審査（二次審査）の対象となった事業者に通知する。

##### (ウ) 最低基準

最低基準評価（一次審査と二次審査の総合点の満点に対し60%に満たない評価）となったプレゼンテーション対象事業者は、委託事業者候補として選定しない。

#### イ 選定

(ア) 各委員は、評価得点の高いものから事業者の順位を定めるものとする。

(イ) (ア)により、複数の事業者において評価得点が高点のときは、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業

者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

(エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

第2位以下の順位の定め方については、委託事業者候補を除き、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を上位とするものとする。

なお、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

(オ) 委託事業者候補選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

(カ) 選定結果の報告

審査委員会は選定結果を市長に報告する。

(キ) 契約候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、契約候補者を決定する。

## 12 実施日程（予定）

- |                   |                                                              |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|
| (1) 令和8年2月27日（金）  | 公示・市ホームページへの掲載<br>本プロポーザルに関する質問受付開始日                         |
| (2) 令和8年3月5日（木）   | 本プロポーザルに関する質問締切日時                                            |
| (3) 令和8年3月9日（月）   | 本プロポーザルに関する質問回答日<br>参加申込開始日                                  |
| (4) 令和8年3月12日（木）  | 参加申込締切日時【参加申込提出期限】                                           |
| (5) 令和8年3月16日（月）  | 参加資格審査結果通知日                                                  |
| (6) 令和8年3月18日（水）  | 参加資格審査結果に対する質問締切日時                                           |
| (7) 令和8年3月23日（月）  | 参加資格審査結果に対する質問回答日<br>企画提案に関する質問受付開始日                         |
| (8) 令和8年3月26日（木）  | 企画提案に関する質問締切日時                                               |
| (9) 令和8年4月3日（金）   | 企画提案に関する質問回答日                                                |
| (10) 令和8年4月6日（月）  | 企画提案書等受付開始日                                                  |
| (11) 令和8年4月9日（木）  | 企画提案書等受付締切日【必要書類提出期限】                                        |
| (12) 令和8年4月14日（火） | 審査委員会（企画提案書等の書類審査）                                           |
| (13) 令和8年4月15日（水） | 企画提案書等書類審査結果通知日<br>プレゼンテーション審査開催通知日<br>企画提案書等審査結果に対する質問受付開始日 |
| (14) 令和8年4月20日（月） | 企画提案書等審査結果に対する質問締切日時                                         |
| (15) 令和8年4月21日（火） | 企画提案書等書類審査結果に対する質問回答日                                        |
| (16) 令和8年4月23日（木） | 審査委員会（プレゼンテーション審査）                                           |
| (17) 令和8年4月27日（月） | 最終選定結果（プレゼンテーション審査結果）通知日<br>最終選定結果に対する質問受付開始日                |
| (18) 令和8年4月30日（木） | 最終選定結果に対する質問受付締切日                                            |
| (19) 令和8年5月1日（金）  | 最終選定結果に対する質問回答日                                              |

### 13 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を教育部郷土博物館に持参又は郵送すること。

なお、参加辞退届は、調布市長宛とすること。

### 14 情報公開及び提供

#### (1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

#### (2) 情報提供の内容及び方法等

ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。

イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

### 15 その他の留意事項

#### (1) 事業者から提出された書類等の取扱い

ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

#### (2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

#### (3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 要領4に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書の金額が要領2に掲げる見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の内容が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更が余儀なくされる場合、双方の協議により定めることができるものとする。

エ 候補者の決定以後に、要領4に掲げる条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

16 参考（市ホームページURL）

(1) 東京都調布市史跡下布田遺跡史跡整備基本計画（令和3年3月策定）

<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1621231733789/index.html>

(2) 東京都調布市史跡下布田遺跡保存活用計画（平成31年3月策定）

<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1605229327144/index.html>

17 事務局（問い合わせ・書類提出先）

調布市教育部郷土博物館 担当：平原・立川・矢本

〒182-0026 調布市小島町3-26-2

電話：042-481-7656

FAX：042-481-7655